

障害者職場復帰支援助成金

事故や難病の発症等による中途障害等により、長期の休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置を実施した事業主に対して助成するものであり、中途障害者等の雇用継続の促進を目的としています。

助成額

本助成金は、起算日（職場復帰の日等）から起算して、1年間を対象として、6カ月（最大2期分）ごとに支給されます。

なお、職場復帰の日とは、出勤簿等で確認できる、療養のための休職に引き続く連続した休職期間後、最初の出勤日をいいます。

	総支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
中小企業	70万円	1年 (6カ月×2回)	第1期 35万円 第2期 35万円
大企業	50万円	1年 (6カ月×2回)	第1期 25万円 第2期 25万円

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期に対象労働者に対して支払った賃金額が上限になります。

※雇入れ事業主が、支給対象者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給額が上記表とは異なりますので、お問い合わせください。

対象となる措置

1 対象労働者

本助成金の対象労働者は、下表の（1）から（4）のすべてに該当する労働者です。

（1）職場復帰の日において、以下の①～④のいずれかに該当する者	
①	身体障害者
②	精神障害者（発達障害のみを有する者を除きます）
③	難治性疾患を有する者（対象となる疾患の種類については、お問い合わせください）
④	高次脳機能障害のある者
（2）医師の所定の意見書において、上記（1）の障害に関連して、 3カ月以上の療養のための休職が必要とされた者	
（3）就労継続支援A型事業所に利用者として雇用されていないこと	
（4）国等の委託事業費から人件費が支払われていない者	

2 職場復帰の要件

職場復帰の要件は、下表の（1）および（2）を満たすことが必要です。

（1）	事業主が雇用している雇用保険一般被保険者について、雇用保険一般被保険者として職場復帰させ、対象労働者の年齢が65歳になるまで継続して雇用し、かつ、職場復帰の日以降の雇用期間が継続して2年以上あることが確実であること。
（2）	下記の3「職場適応の措置」の経費や医師の意見書の交付に要する経費、その他助成金の支給に要する経費を事業主が全額負担すること。

3 職場適応の措置

本助成金の支給のためには、下表の（１）から（３）のうち、いずれか1つ以上の措置を、休職期間中または職場復帰の日から3カ月以内に行うことが必要です。

（１）	能力開発・訓練関係	職場復帰にあたって必要な能力開発であって、受講時間が50時間以上のOff-JTであること
（２）	時間的配慮等関係	以下の①から③のいずれかに該当する措置を継続して行うこと ① 医師の指示に従い、対象労働者本人の同意のうえで、労働時間を調整すること ② 通院時間を確保するために、通常の有給休暇制度以外の特別な休暇を与えること ③ 対象労働者本人の同意のもとで、独り住まいを解消して、親族と同居するために勤務地を変更すること
（３）	職務開発等関係	外部専門家の援助を受けた場合、または、医師の意見書の内容や身体障害によって、必要と認められる支援機器の導入や施設整備を行うこと、もしくは、明らかに対象労働者が就労できない業務がある場合に、これをふまえた職務開発や厚生労働省職業分類の中分類が異なる職務に就かせること
（４）	リワーク支援関係（対象労働者が「そううつ病（そう病、うつ病を含む）」の場合は必須）	以下の①から③のいずれにも該当するリワーク支援を実施すること ① 支援期間が1カ月以上であること ② 対象労働者本人・医師がリワーク支援の実施に同意していること ③ リワーク支援の計画に、就労に関する作業支援、集団指導、個別カウンセリングが含まれること

対象事業主

①	「雇用保険二事業助成金に係る共通要件」（12ページ参照）の要件を満たすこと。
②	各要件を満たして職場復帰させた対象労働者の労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード）等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
③	支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えずに支払っていること
④	起算日前4年間に、同一の対象労働者について、同一と認められる障害の種類を理由として、本助成金の支給を受けていないこと

受給手続きの流れ

